

特定非営利活動法人 きんきうえぶ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 きんきうえぶ と称す。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府富田林市に置く。

(目的)

第3条 目的

この法人は、年齢、性別、障害、文化などの違いに関わり無く、だれもが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動にいきいきと参加できる地域社会(ユニバーサル社会)を実現するために、世界中の人々がお互いに思いやりをもって、豊かな環境の中で、支え合い、助け合う環境創りを促進することにより、地域みんなで支え合い、すべての人が個人の尊厳を保持され、その人らしい心豊かな人生を送ることができるまちづくりの形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10) 国際協力の活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 経済活動の活性化を図る活動
- (14) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (15) 消費者の保護を図る活動
- (16) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ア 介護予防事業
- イ 地域住民どうしの日常生活支え合いシステム構築事業
- ウ 地域育児支援拠点の運営事業
- エ 各種生涯学習教室の運営事業
- オ 商品情報の提供及び悪質商法被害防止などの消費者教育事業
- カ 住民としての権利義務に関する啓発事業
- キ 地域住民交流の場の提供事業
- ク 楽団・劇団・芸術家への支援事業
- ケ 地域の伝統文化の振興・継承事業
- コ スポーツ教室の運営事業
- サ 野生動物・野鳥の保護、森林保全事業
- シ リサイクルなど都市環境・生活環境の保全事業
- ス 地域防災ネットワークづくり、災害支援活動事業
- セ 地域・自治体・警察との連携による防犯・防災・事故防止事業
- ソ 障害者・女性・子どもなどの人権擁護にかかる啓発・相談事業
- タ 多文化共生のための啓発・相談事業
- チ 男女共同参画社会づくりのための政策提言・相談・啓発事業
- ツ 雇用充実のための相談・就労情報の提供など就労支援事業
- テ 子ども会活動など大人と子どもの交流による非行防止事業
- ト インターネット利用による学習システムの普及など新しい情報通信技術の活用・普及事業
- ナ パソコン勉強会・パソコン講座・パソコントラブル相談事業
- ニ ホームページの制作支援事業
- ヌ コミュニティビジネスの研究・支援など起業家支援事業
- ネ 資格取得の情報提供及び研修事業
- ノ 全国及び世界の市民活動団体との交流、連絡、協調支援事業
- ハ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ア 出版事業
- イ 人材派遣事業
- ウ 製品・物品等販売事業

(3) 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会し、第 5 条に定める事業を行う個人。
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、資金協力をを行う個人及び団体

(入会手続)

第 7 条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

理事長は正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、別に理事会で定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第 9 条 正会員、賛助会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会する事が出来る。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなすことができる。

- (1)退会届を提出したとき
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3)除名されたとき

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)法令、この法人の定款又は規約に違反し、又は公序良俗に著しく反する行為をしたとき
- (2)この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(寄付金等の不返還)

第 11 条 この法人は、すでに納入された入会金、会費、寄付金その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 3人以上
- (2)監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とし、専務理事若干名を置くことができる。

(選任等)

第 13 条 理事は、理事会で選任する。

2 監事は、総会で選任する。

3 理事長は、理事会で選任する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事長以外の理事はこの法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること

(2)この法人の財産の状況を監査すること

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4)前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第 15 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 理事が、次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該理事を解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき

(2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 監事が、次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき

(2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(会議の種類)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べるることができる。

(会議の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業計画及び活動予算

(5)事業報告及び活動決算

(6)監事の選任及び解任

(7)その他この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めた場合

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合

(3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があった場合

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 理事の総数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合

(3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があった場合

(招集)

第 23 条 総会及び理事会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではない。

4 前条第 2 項第 2 号又は同条第 3 項第 2 号の規定による請求があった場合は、理事長は、速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会及び理事会の議長は、各会に出席した者の中から選出し これにあたる。

(会議の運営方法)

第 25 条 総会及び理事会の運営方法は、この定款に規定するもののほか、別に定める規則による。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上が出席した場合に開会する。

2 理事会は、理事の過半数が出席した場合に開会する。

(議決)

第 27 条 総会及び理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会及び理事会において、第 22 条第 2 項又は第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席者の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

(書面表決等)

第 28 条 総会又は理事会に出席しない者は、あらかじめ通知された議事について、総会においては書面又は代理人をもって、理事会においては書面をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により表決権を行使する者は、第 26 条及び前条第 1 項の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 総会にあつては正会員総数及び出席者数、理事会にあつては理事総数、出席者数及び出席者氏名(いずれの場合も、書面表決者にあつてはその旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

(簡易な事項等に係る議決)

第 30 条 簡易な事項又は急を要する事項については、理事が書面をもって賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 31 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 補助金・助成金

(5) 資産から生じる収入

(6) 事業に伴う収入

(7) その他の収入

(資産及び会計の区分)

第 32 条 この法人の資産及び会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関するもの及びその他の事業に関するものの 2 区分とする。

(資産の管理)

第 33 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 34 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、その翌年の 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第 36 条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経たうえ、当該事業年度終了後の総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 6 章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 39 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第 40 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人又は社団法人、財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 41 条 この法人は、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

第 7 章 雑則

(事務局)

第 42 条 この法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報により行う。

(実施規則)

第 44 条 この定款の実施に関し必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付則

1. この法人の役員は、第 13 条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 6 月 30 日までとする。

3. この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 36 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4. この法人の設立初年度の事業年度は、第 35 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。

特定非営利活動法人 きんきうえぶ

理事長 寺田 美哉子 ⑩